

路外駐車場管理規程(変更)届出書

年 月 日

盛岡市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

住所
氏名
TEL

駐車場法第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 駐車場の名称			
駐車場の位置			
2. 駐車場管理者の 氏名及び住所	(法人にあつては、その名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者名)		
3. 供用時間	午前 時 分～午後 時 分 休業日		
4. 駐車料金		普通自動車 午前 時～午後 時	普通自動車(夜間) 午後 時～翌日午前 時
	分につき		
	分増す毎に		
	月 極		
(その他の規定)			
5. 損害賠償に関する事項 (駐車場法第16条)	路外駐車場管理者は、この路外駐車場に駐車する自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害を賠償する責任を負う。		
6. 構造上駐車することができない自動車			
7. その他			

(備考) 変更届出書にあつては、変更した事項を朱記すること。

前回届出日 年 月 日 (受付番号 号)